

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00019 沿革 (略) <u>平成22年 3 月 29 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>(免責)</p> <p>第 7 条 約款第 9 条第 1 号チに規定する日本貿易保険が別に定める要件は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するもの</p> <p>二 水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等）の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するものであって、契約金額が 1 5 億円超のもの</p> <p><u>三 証券記載の仲介貿易契約（貿易保険法第 26 条第 1 項及び第 2 項に基づき、仲介貿易契約とみなされるものを除く。）の相手方が、保険契約の締結日から損失の発生日までの間において、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>イ 買契約（被保険者が、この証券記載の仲介貿易契約に基づいて販売若しくは賃貸するために、仕向国以外の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷された貨物を購入する契約をいう。以下同じ。）の相手方の本店又は支店（買契約の相手方が支店の場合は、当該相手方の他の支店を含む。）</u></p> <p><u>ロ 買契約の相手方の親会社又は子会社（「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び</u></p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00019 沿革 (略)</p> <p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>(免責)</p> <p>第 7 条 約款第 9 条第 1 号チに規定する日本貿易保険が別に定める要件は、次の各号のとおりとする。<u>。</u></p> <p>一 原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するもの。<u>。</u></p> <p>二 水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等）の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するものであって、契約金額が 1 5 億円超のもの。<u>。</u></p>	

<p><u>子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。)</u></p> <p><u>ハ 買契約の相手方の直接親会社の直接子会社(「直接親会社」とは、親会社のうち、ロにより親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、ロにより子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>ニ 議決権の過半数を買契約の相手方、買契約の相手方の直接親会社又は買契約の相手方の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人(ロ及びハに該当する法人を除く。)</u></p> <p><u>ホ ロ、ハ及びニに該当する法人の支店</u></p> <p><u>四 その他前各号に掲げる者と実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めたもの</u></p> <p>第8条～第21条 (略)</p> <p>附 則 <u>この改正は、平成22年4月1日から実施する。</u></p>	<p>第8条～第21条 (略)</p>	
--	---------------------	--